○農林水産省令第二十四号

農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十六第三項及び水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条の七第三項の規定に基づき、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）を実施するため、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削る。

一　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六条第四項及び第三十条の九第三項

二　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第七条第四項及び第五十七条の六第三項

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省・経済産業省令第三号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の一部の施行に伴い、農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　茂木　敏充

農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令

（農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令を廃止する省令の一部改正）

第一条　農地および農業用施設に関する復旧工事後の措置に関する省令（平成十四年農林水産省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部改正）

第二条　復旧の目的としないこととした農地及び農業用施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令（平成十四年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、埋蔵鉱量統計調査規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　経済産業大臣　茂木　敏充

埋蔵鉱量統計調査規則を廃止する省令

埋蔵鉱量統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　経済産業大臣　茂木　敏充

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニ中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号ニ中「第二条第三項」の下に「（第四号を除く。）」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附　則

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第十二号

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号）の一部の施行に伴い、自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　経済産業大臣　茂木　敏充